

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和元年第 4 回沖縄県議会（6 月定例会）

令和元年 7 月 3 日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 令和元年 7 月 3 日 水曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 2 時33分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 9 号議案 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第10号議案 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第18号議案 土地の処分について
- 5 請願平成29年第 2 号、請願平成30年第 3 号、陳情平成28年第54号、同第 62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の 2、同第94号、同第120号、同第121号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第 3 号の 2、同第22号、同第46号の 2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の 2、同第94号の 2、同第101号、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情平成30年第 8 号、同第14号、同第18号、同第20号、同第21号、同第33号、同第43号、同第44号の 2、同第57号、同第59号、同第 62号、同第68号、同第78号、同第81号、同第84号、同第85号、同第87号、同第89号、同第102号の 2、同第113号、同第118号、陳情第 3 号の 2、第 4 号、第19号、第20号、第44号、第45号、第49号の 2 及び第52号

- 6 県民文化について（叙勲の申請手続について）
 7 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	瀬長	美佐雄	君
委員	西銘	啓史郎	君
委員	山川	典二	君
委員	島袋	大	君
委員	大城	一馬	君
委員	親川	敬	君
委員	金城	勉	君
委員	大城	憲幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

大浜	一郎	君
新里	米吉	君
嘉陽	宗儀	君

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	長嶺	豊	君
農林水産総務課長	幸地	稔	君
農林水産総務課研究企画監	比嘉	淳	君
営農支援課長	前門	尚美	さん
糖業農産課長	喜屋武	盛人	君
商工労働部長	嘉数	登	君
産業政策課長	平田	正志	君

雇用政策課長	島尻和美さん
労働政策課長	下地康斗君
文化観光スポーツ部長	新垣健一君
観光政策課副参事	比屋根勉君
観光振興課長	雉鼻章郎君
スポーツ振興課長	金村禎和君
交流推進課長	伊田幸司君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案から乙第10号議案まで及び乙第18号議案の4件、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第54号外61件、本委員会所管事務調査事項県民文化についてに係る叙勲の申請手続について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 それでは、商工労働部所管の乙号議案について御説明いたします。

説明は、ただいま通知いたしました資料1令和元年第4回沖縄県議会乙号議案説明資料により、御説明いたします。

1ページをお開きください。

乙第8号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、関係する17件の手数料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

この条例は、令和元年10月1日から施行する予定であります。

乙第8号議案の説明は、以上になります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 続きまして、3ページをお開きください。

乙第9号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定実技試験手数料の額を改める必要があることから、条例を改正するものであります。

この条例は、令和元年10月1日から施行する予定であります。

乙第9号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

親川敬委員。

○親川敬委員 ちょっと教えてほしいんですけど、職業訓練指導員の種類もあると思うんだけど、その種類と現段階で取得している皆さんの数はわかりますか。

○下地康斗労働政策課長 職業訓練指導員につきましては、15職種、平成30年は免許自体は38人に免許の交付をしております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願平成30年第3号及び陳情平成28年第86号外19件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

ただいま通知いたしました資料2請願及び陳情に関する説明資料、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続請願が1件、継続陳情が18件、新規陳情が2件となっております。

まず、継続審査となっております請願及び陳情につきまして、処理方針に変更があった箇所を御説明いたします。

変更した箇所は下線により表示しております。

6 ページをお開きください。

陳情平成28年第121号最低賃金引き上げを求める陳情に係る変更箇所について、御説明いたします。

処理方針の2段落目につきまして、国の方針について時点修正するとともに、県の取り組みを追記しております。

また、総務部人事課所管部分の2段落目につきまして、「県は平成30年度に引き続き、平成31年度も非常勤職員の給与の引き上げを行っているため」に、変更しております。

次に8 ページをお開きください。

陳情平成28年第152号女性が仕事と生活を両立させて働き続けられることができる施策の拡充を求める陳情に係る変更箇所について、御説明いたします。

10ページをお開きください。

処理方針4の2段落目につきまして、国の方針について時点修正するとともに、県の取り組みを追記しております。

次に11ページをお開きください。

陳情平成28年第165号軽度知的障害者等への支援機関の充実を求める陳情に係る変更箇所について、御説明いたします。

12ページをお開きください。

処理方針2の2段落目について、沖縄労働局所管の就業支援担当者の増員により、人数を20人から21人に変更しております。

次に新規陳情2件について、陳情の要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

34ページをお開きください。

陳情第45号三線の日（3月4日）のイベントとして、リュウキュウクロキ植樹大会の実施を求める陳情、陳情者琉球伝統文化研究会会長親泊善雄。

琉球黒檀は、三線のさおに最も適した木材と言われておりますが、入手が困難な状況にあるため、現在、主に外国産の黒檀や、県産のイスノキなどが使用されております。琉球黒檀の植樹については、読谷村等から民間が引き継ぐ形で平成24年から、くるちの杜100年プロジェクトとして取り組んでいるほか、平成31年のさんしんの日には、南大東島でも植樹が行われたと聞いております。

三線は、経済産業大臣が指定する伝統的工芸品に指定されており、沖縄県三線製作事業協同組合では、代替材を使用した三線のブランド化に取り組むとともに、希少で高価な琉球黒檀の三線については差別化を図っていくこととしております。

県としましては、同組合と意見交換しながら、関係機関も含めて原材料の確

保について検討してまいりたいと考えております。

次に、35ページをお開きください。

陳情第52号全国一律最低賃金制度の実現と最低賃金を1000円に引き上げることとを求める陳情、陳情者沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明。

最低賃金の決定については、最低賃金法に基づき、都道府県労働局長が、公益、労働者、使用者を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聞いて決定しております。

国は、令和元年6月に決定された経済財政運営と改革の基本方針2019において、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとの方針を示すとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとしております。

県としましては、国の動向を注視しつつ、県内企業の経営革新や経営基盤の強化等の各種施策を総合的に推進するとともに、行政機関、労使団体、士業団体、支援機関等との連携を強化し、企業の成長と分配の好循環の構築を図り、労働者の賃金の上昇につなげていきたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 おはようございます。陳情第91号、13ページです。美ぎ島美しや圏域の振興発展に関する陳情と、陳情第44号の2、29ページです。これは離島過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情。これはいずれも宮古島における水溶性天然ガスの陳情であります。

議会でも少しヨウ素の確認ができたということで質問をしましたが、時間が足りませんので、きょうはせつかくの機会でありますから、部長もかわりまして新体制になっておりますので、少し整理の意味でいろいろと質疑をさせていただきます。

まず、宮古島の今の水溶性天然ガス利活用のこれまでの取り組み、そして課題、あるいは成果、そして今後、どういう方向性で宮古島市と連携を図りながらいくのかと。その辺をちょっとお願いします。

○平田正志産業政策課長 宮古島市のほうでの天然ガスの活用についての取り組みでございますけれども、平成28年度に一括交付金を活用した天然ガス試掘井の生産試験が行われております。その平成28年度に、宮古島市天然ガス資源化検討推進委員会というのを開催しまして、利活用に向けた課題の検討をしているというところでございます。

その委員会の中の検討の結果としまして、宮古島市天然ガス資源利活用実施計画書ということで取りまとめて、平成29年度の事業内容と今後10年の実施計画などを策定している状況がございます。

平成29年度以降の実証事業では、温泉水を利用した足湯、それからビニールハウスでのオクラの栽培、天然ガスを利活用した発電による農業利用小規模実証事業—これはコンテナ型植物工場でのリーフレタスの栽培等を行っております、オクラについては温泉水を利用した結果、収穫量が3.8倍となり、効果が実証されたということで報告を受けております。

平成30年11月15日から12月6日にかけて、温浴施設等を含む事業提案の公募が行われまして、平成30年12月11日に開催された選定委員会において、沖電開発株式会社が利活用予定者に決定しているところでございます。

課題としまして、この試掘井の周辺には保安林の指定区域がございまして、用地の取得とか開発の面で、民間企業の参入の障壁になっているという課題があります。この課題解決に向けては、地域未来投資促進法という新しい法律がありますけれども、その法律に基づく支援措置を利用することを検討しております、そのための前提条件であります宮古島市の基本計画の策定に取り組んでいるというところでございます。

県としましても、この基本計画の策定については連携して取り組んでいきたいと考えております。

○山川典二委員 宮古島市の、例えばオクラが3.8倍とかですね、それから、沖縄電力の関連会社が温浴施設をつくるというのですが、これは規模的にはどのくらいのものでしょうか。そして、今の試掘といえますか、掘削した地域での利用になるのでしょうか。その辺は情報把握されてますか。

○平田正志産業政策課長 現在計画を策定して進めていると聞いていますけれ

ども、その規模についてはまだ公表されていなくて、恐らくその試掘井の周辺を活用することになるかと思いますが、その辺の規模はまだ明確にはされていないということです。

○山川典二委員 私のほうにはもう情報が来ていまして、かなり大規模なリゾート型の、ホテルを兼ねたような温浴施設をつくる計画を持っておりまして、あれは東平安名崎の道路の海側の崖っ縁のところなのですが、そこがさっきおっしゃったように保安林と関連性がありますので、これはある意味、宮古島市の今、伊良部島架橋を含めて下地島空港開業で、今リゾートの大変な需要がありますよね。そういう中で、宮古島本島の大きな目玉としてその水溶性天然ガスーガス発電であるとか、あるいはかん水を使った温浴施設、あるいはその周辺に、さっきおっしゃったような農業振興のための施設であるとかーこれは植物工場も含めてですね、農産物工場も含めて、計画があるようでございました。かなり大規模なんですよ。

ですからその辺はおいおいに、喫緊にその方針を発表するような話もありますが、県としてもこれはもう宮古島市のほうが多分、恐らく情報は持っているはずですから、その辺もう少し連携をして、せっかくの天然資源の活用をするーある意味沖縄の第一号の大規模な施設になる可能性がありますから、その辺はしっかりと対応していただきたいと要望します。

○嘉数登商工労働部長 ただいま山川委員から御指摘があったように、今宮古島市において計画策定中でありまして、策定の段階から我々も緊密に連携をしまして、どのような利活用があるかというところについてはしっかりと議論していきたいと考えております。

○山川典二委員 それとあわせて、県内では宮古島市以外に那覇市と南城市である程度試掘をしているんですよ。

私は非常に大切なことなので、この水溶性天然ガスー沖縄県の地下に眠る資源の利活用については、歴史をひもといてしっかり押さえておく必要があると思うんですが、その辺は簡潔に御説明できますか。復帰前からの話です。

○平田正志産業政策課長 申しわけありません、今手元に資料がありませんので。

○山川典二委員 簡潔にちょっと御説明しますが、これは昭和35年からー復帰

前ですよ。10年間、琉球政府時代に、日本政府が沖縄への支援事業ということで、国土地理院でいろいろと試掘をしまして、可能性があるということで10年間で調査をしました。そうしたら、特に南部の島尻層群というところに、天然ガスの保存量といいますか、かなりの鉱床が発見されて、そして復帰後、私の隣におります西銘県議のお父さんの西銘知事時代に、沖縄天然ガスという水溶性天然ガスを活用するための第三セクターを設立したんですね。ところが当時オイルショックであるとか、極端な円高であるとか、あるいはパイプラインの整備ができていないとか、あるいは水溶性天然ガスから出てきますヨウ素の市場が低迷しまして、そういう環境があって2年間で解散したんですよ。その後しばらく経緯がありまして、平成23年に沖縄県が可能性調査をして、そして平成24年から3年間、約10億円余りの国の予算から地震探査をして、それをやることによって水溶性天然ガスの存在が改めて確認をされた中で、今那覇市、そして南城市—南城市は簡単に言いますと、地表から2000メートルのところに鉱脈が当たるんですね。宮古島市もそうです。ところが那覇市は800メートルから1000メートルくらいで鉱脈に当たるんですよ。そういう現状の中で、それぞれの市の中で、この水溶性天然ガスの利活用ということで、いろんな議論はしてありましたし、それから私も市議時代からずっと市議会でこの利活用についてやってきましたけれども、どうもこれまで県の動きが何となく鈍いといいますか。総合事務局ももろ手を挙げて今一生懸命やっているんですよ。そういう中で、今南城市と那覇市、そして宮古島市の3つの地域以外に、合同資源というこの水溶性天然ガスの開発では国内トップ企業の合同資源という会社と地元の祭温という、共同開発会社が西原町で私費を投じて2つの井戸を掘りました。試掘をしました。その中から、先日、本会議で質疑をしましたヨウ素というものが、この水溶性天然ガスに含まれていて、それも高純度の—99.9%。通常は99.5%から99.8%の間の中で売買・取引が行われておりますが、99.9%ヨウ素が開発をされて、それが県内で初めて製造も可能になった段階ですね。これにつきましては部長にも本会議で答弁してもらいましたが、改めて、この中南部の水溶性天然ガスの今わかる範囲の量、それ以上あると思うんですよ。そして、ヨウ素の埋蔵量。そして先ほど言いました、西原町でのものも改めて御説明をお願いします。

○嘉数登商工労働部長 本会議のほうでも山川委員には御質問いただきました。まず、中南部での天然ガスの埋蔵量等について、これは私も新聞報道等で把握しておりますけれども、全体の埋蔵量、ガスが145億立米。それからヨウ素が67万トンと。それから可採埋蔵量—これは実際に採取できる量はいかほど

かというもののなのですけれども、ガスが72億5000立米。ヨウ素が33万5000トンとなっております。

それから西原町ですけれども、これも同じく新聞報道で知った内容ですけれども、ガスが13億5000万立米。それからヨウ素が6万2000トンということで承知しております。

○山川典二委員 担当の方でいいんですが、ヨウ素の利用用途はどういうものに使われますか。少し整理して御説明をお願いします。

○平田正志産業政策課長 ヨウ素については、レントゲン造影剤、それから液晶の偏光フィルム、防菌・防カビ剤、工業用触媒などの利用が期待されるということでございます。

○山川典二委員 本会議でもちょっと質問しましたけど、これは除染剤としても使われますよね。その確認はやられていますか。

○平田正志産業政策課長 甲状腺ガン等の除染剤ということで使われていると聞いてはおります。

○山川典二委員 そうではなくて、まあそうなんですが、もちろん結果としてはそうなのですが、福島原発の事故の後に、土壤汚染を処理するために一番効果があったのはこのヨウ素なんですよ。

全国で新潟、千葉、宮崎では採掘されておりますが、これを我が国が唯一、世界に輸出できる資源エネルギーなんです。チリと日本で9割以上のシェアを持っています。ところが、この原発事故が起こって福島に回したものですから、輸出できる量がかなり減ってしまっていて、そういう環境の中で沖縄がこれまでずっと探査事業をやっていますので、沖縄に照準を当てて、ヨウ素を開発しよう、早急に採掘しよう、事業化しようという、そういう一つの流れがあるということも、ぜひ認識をいただきたいと思います。

実はこの水溶性天然ガスは、もちろんガス発電で電力源にもなります。それから、かん水は先ほどおっしゃったように温泉で使えるし、一方で農業利用もできる。そしてヨウ素はヨウ素でいろいろ多目的に使える。ヨードチンキの中にはヨウ素が入っています。だからヨードというんです。それでですね、1つだけちょっと実はポイントがありまして、今西原町で試掘をしまして、水溶性天然ガスもかなり出てくるというのはわかったのですが、このヨウ素を製造す

る過程で、排水が出てくるんですね。この排水の処理がですね、実は東海岸では大変厳しい基準でありまして、これは千葉の先進事例を見ますと、千葉も同様な状況があったんですが、それは話し合いによって処理の基準をきちっとした形で出す。排水をするような形になっていますが、それについては承知おきでしょうか。

○平田正志産業政策課長 今具体的な数値というのは持ち合わせておりませんが、沖縄県においては、他県の条件にも厳しい排水基準があるというのは事業者等からお聞きしたことがございます。

○山川典二委員 いや、ですから県として、そういう網をかぶせているんですよ。そういうことは存じ上げていないですか。これは環境部の所管になっているかもしれませんが、皆さんのほうではわかりませんか。

○平田正志産業政策課長 委員御指摘のとおり、環境部の所管だと思いますけれども、基準を設定していることについては把握をしております。ただ、具体的な数値は持ち合わせておりません。

○山川典二委員 後刻でいいですから、これは把握しておかないといけないので、委員のほうにこの資料だけ後で提出をお願いします。

いずれにせよ、総合事務局も今一生懸命、そして当該市町村も那覇市も宮古島市も南城市も西原町も一生懸命なんです。ややもすると窓口で当該市町村の方々から話をちらっと聞いたら、なかなか県は話は聞くけれどもそれ以上進まないというところがあるので、これはぜひ沖縄県の産業振興という意味で、ニッチ市場ではあるんですが、非常に発進力のある一そして現実的には非常に利益率の高い事業になりますし、それから天然ガスそのものがいろんなものに使えますから、波及効果も考えられますから。ぜひこれは新部長誕生の大きな一つのテーマとして、事業化に向けて取り組んでいただければありがたいと思いますが、部長の見解を聞いて終わります。

○嘉数登商工労働部長 どうもありがとうございます。沖縄でそうですね、見つけたというか有用な資源ということで、先ほどの山川委員のほうからも、なかなか関係者の話からすると、県がどうも余り積極的ではないようなお話もありましたけれども、我々もせつかくの有用な資源ですので、どうすれば活用できるかという観点から、これまでも那覇市ですとか宮古島市、それから南城

市、総合事務局とも意見交換をしておりますけれども、さらに意見交換を重ねて、先ほども申し上げたとおり、課題はいろいろあります。いろいろある中で、どうすれば活用できるかという観点から積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。1 ページ目の請願なんですけれども、第3号ですかね。まず商工労働部として把握していればですけども、外国人留学生の労働の今、週28時間とありますけれども、実態というか、どのように今把握されていますか、現状。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑内容について確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。
島尻和美雇用政策課長。

○島尻和美雇用政策課長 お答えいたします。こちらのほうでは実態のほうは把握しておりません。

○西銘啓史郎委員 これもし、留学生としてこういった場合のペナルティーと雇用者のペナルティー、わかれば教えてください。28時間を超えた場合のね。

○島尻和美雇用政策課長 お答えいたします。留学生につきましては、28時間を超える労働については、在留資格を逸脱するものとして、そこへのペナルティーが課されるものと考えております。

○西銘啓史郎委員 中身はどういうものですか。

○島尻和美雇用政策課長 お答えいたします。在留資格の剥奪等が行われるものと考えております。

○西銘啓史郎委員 雇用者側は。

○島尻和美雇用政策課長 基準局からの指導や助言等を受けて、そのペナルティーが決定されることと考えております。

○西銘啓史郎委員 ちょっとネット調べると3年以下、300万円以下の罰金とかあるみたいなんですけれども、何が聞きたいかというのと、実は私の友人で、退職してコンビニを開いた人間がいるんですけれども、3年でもうやめてしまったのですが、やめた理由はバイトが集まらない、もう全然集まらないそうです。本人はずっと夜勤夜勤、夜8時から朝まで一体調を崩したのものあるんですけれども、外国人労働者も何名か雇ったのですが、やはり28時間という制限があるので、ただし実態は一彼の場合かもしれませんが、28時間を超えたりしているわけですよ。要はそれくらい、背に腹はかえられないというか、猫の手もかりたいような現状があるわけですよ。これは別にコンビニに限らず、どの業界でも労働者不足ですから、こう言っているように、今長期休暇中は週40時間までできるとなっているんですけれども、恐らく経営者やいろんな雇用する側は本当に困っている実態がある中で、ここで言っているように、平成29年に国に要請したとありますけれども、その後の県としての動き、あるいは国の動き、何か把握しているところがあればもう平成29年以降何の要請もしていないのか、国として、厚労省として、またはいろんな動きがあるのかどうか、ちょっと把握していれば教えてください。

○島尻和美雇用政策課長 お答えいたします。請願の処理方針にもありますとおり、平成29年6月に沖縄県も委員となっております、九州地域戦略会議として国に要請をしておりますが、事務局である大分県に確認をしたところ、令和元年6月末時点、国からの回答はなく、それについて延長された事実はないということになっております。

○西銘啓史郎委員 僕の質疑は、平成29年6月以降何かアクションがあるのか、全くないのか、県として一例えば、九州地域戦略会議の中で、新たな動きがあったかなかったか。

○嘉数登商工労働部長 その後は県として要請なりの行動はとっておりません。ただ、大分県のほうにはいろいろと情報提供の依頼をしまして、令和元年6月末現在、実際延長されていないといったような情報は得ております。

○西銘啓史郎委員 これはもちろん管轄というか、厚労省の管轄なんでしょうけれども、例えばこれに書いていますけれども、文化観光スポーツ部とは別にしても、トップというものを一これが全県なのかわかりませんが、いずれにしても労働者不足で困っていると。皆さんもよく御存じだと思います。今度セブンイレブンもこの7月11日に一最終的に何百店舗かできるといって、もう労働力の奪い合いになると思うんですね。ですからそのときに、もちろん我々沖縄県の労働力を使えばいいですけど、なかなか手を挙げてこないという、私の友人の店の事例の原因もそこなんですけれども、何らかの手を打っておかないと、これからどんどん見える課題に対して県として、いやこれは文化観光スポーツ部のところではないということではなくて、労働力の確保はとても大事だと思うんですよ。

ですから、何らかの動きをしていかないと僕はいけないと思うんですけど、またこの三十何時間にするだけではなくてね、県として本当に対策を考えておかないと僕はいけないと思うのですが、部長、その辺はどうお考えですか。

○嘉数登商工労働部長 西銘委員がおっしゃるように、現実問題としての人手不足というのは非常に深刻だと考えております。これは今おっしゃっているコンビニだけではなくて、建設、介護、保育と多方面にわたって人手不足というところが問題になっておりますので、従前からその関係機関一国もそうですし県もそうですし、関係団体等と連携しながら、人手不足にどう対応していこうかというところはやっておりますけれども、それは本当に我々としても重要な課題だということで、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 所管ではないかもしれませんが、僕も今いろんな企業を回ったりいろんな離島を回っている中で、ある建設会社の社長と話したときに、左官がいますよね。南大東に人を要請するとき、実質、島での作業は1日数時間で終わるんですけども、払う日当は3日分なんですって。行き、帰り、全部。飛行機賃も持ち。でも、費用としては1日分のあれしか相手から取れないという中で、それも含めて一いろんな業界で労働者不足になっている中で、地域、離島の特色もあるし、いろんなものを含めてとにかく何らかの策を早目早目に打っておかないと、沖縄県の経済はこれから成り立たないと思いますので、そこはぜひ商工労働部として、できることはしっかり前向きに取り組んでほしいんですけども、最後に一言お願いします。

○嘉数登商工労働部長 ただいまの御指摘も踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 陳情2ページです。平成28年に出ています第86号ですね。
これはその後、県の方針としては国が太陽光発電に関するガイドラインをつくるので、それを県内に周知していきますというようなことだったんですけれども、その後、こういう一メガソーラーを含めて、設置に関する類のトラブルというのはないと考えていいのですか。状況をお願いします。

○平田正志産業政策課長 今現在そのトラブルについては、今そういった情報は上がっていないと。といいますのは、そのガイドラインの内容の中では、事業計画の初期段階から、自治体や地域住民と意見交換を重ねるなど、地域住民に対して十分配慮した事業を実施して、誠実に対応すべきことであることや、それから地域住民と良好な関係構築を図るべく、配慮すべき地域住民の範囲と必要事項について計画初期段階から自治体と相談をすることと、一定の基準が示されておりまして、そのガイドラインの規制の効果として、このガイドラインの遵守事項に違反した場合には、改善命令であるとか認定の取り消しとか、そういったところまで定められているところがございますので、実態上の一定の規制がかかっている、効果を上げているものだと考えております。

○大城憲幸委員 その後の太陽光発電の設置状況というのは、どういう流れになっていますか。

○平田正志産業政策課長 申しわけありません、ただいま手元には資料を持っておりませんので、後ほど御報告できればと思っております。

○大城憲幸委員 数字はいいんですけれども、やっぱり気になるのはこれだけ一もともとというのは設置して、沖縄電力に売電するという前提だったんですけれども、流れがだんだん変わってきましたので、新電力の参入も含めて、自分たちで発電して自分たちで供給するというようなモデルもふえていきっていると聞いているんですけれども、その辺の状況は一細かい数字じゃなくていいんですけれども、その辺の流れというのは、こういう太陽光発電というのは、ま

だまだ今後も民間含めて設置がふえていく流れですか。どんな流れになっているのかというのは状況把握していますか。

○平田正志産業政策課長 手元に具体的な資料はちょっとないんですけども、当時太陽光発電については1キロワット当たりでしたか40円とか、相当高い価格を設定しまして、それに基づいて再生可能エネルギーの充実を図るということで取り組みはされてきたと思います。

ただ、その10年間の買い取り制度を終えまして、ことしに入ってからだと思いますが、新たな買い取り制度については価格が大分落とされた形になっております。7.何円とかくらいの数字になったと思いますが、その結果としては、当然民間にとってその設備投資ですね、投資コストの回収というのが少し難しくなるかと思しますので、それは一定程度抑制的な取り組みになっていくのかと認識しております。

○大城憲幸委員 この太陽光だけではなくて、例えば大手の県内の企業さんがバイオ発電なんかを何万キロワットという発電所をつくったりという動きも出てきているんですけども、競争してサービスが向上する、電力価格、電気料金が安くなるというのは、県民にとっていいことではあるんですけども、一方で主たる沖縄電力さんにとっては競争が激しくなる、シェアを奪われるというようなことになってくると、後々県民への安定供給という部分での不安なんかが出てこないかなと危惧するところはあるわけですよ。その辺については、皆さんは電力さんとの意見交換とか、どういうものが予想されるか、こういうふうに努力をしたほうがいいんじゃないかとかという議論はしてはいるのですか。意見交換はどうなっていますか、電力さんと。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から海底送電線を含むか確認があり、大城委員からそれにつながっていくとの説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

平田正志産業政策課長。

○平田正志産業政策課長 沖縄電力とは、再生可能エネルギーの導入についてはいろいろ意見交換をさせてもらいまして、宮古であるとか波照間島とかでの

実証事業については県のほうで支援をし、取り組みをさせていただいております。

新電力そのものについての導入については、直接私ども沖縄県と電力の間で意見交換というのは少し持っていないというところでございます。

○大城憲幸委員 その辺がやっぱり気になるところで、やはり県民生活に直結するものですから、その辺はやっぱり大きな流れが変わっていく中で、県民へできるだけ安く、安定した供給をする責任を持ってもらわないといけませんから、そこと県との連携とかというような状況の意見交換というのは、もう少し密にやったほうがいいんじゃないかと感じていますので、よろしく願います。部長あればよろしく願います。

○嘉数登商工労働部長 電力の安定供給という意味で非常に重要だと思っております。今の海底送電線の件だけではなく、実は来年大きな税制改正を迎えます。沖縄電力関係でいえば、その石油・石炭で等々ございますので、しっかりと理論構築をしまして、当該税制が延長できるように、関係要路に要望していきたいと思っております。その要望に当たっては、当然沖縄電力とも十分その必要性について議論しておりますし、これは沖縄における離島を含めて、基本的なインフラだと我々は考えておりますので、しっかりと理論構築をして臨みたいと思っております。

○大城憲幸委員 今の件も含むんですけれども、31ページ、去年陳情が出ています第62号なんですけれども、海底ケーブルの件なんです。これはこの31ページと32ページも含めてやりますけれども、いわゆる31ページの部分はその海底ケーブル全体に対する支援をしてくれないと、離島の電力料金が上がるようなことが危惧されますよということ。そして32ページは、具体的に竹富町の入れかえがもうスタートするので、それに具体的に支援してくださいよということ。それに対して、県としては基本的には電力事業者—沖縄電力さんが更新についてはやるべきものですよということ。ただやっぱり危惧される部分については、電力と相談をしながら、あるいは国と何らかの支援制度がないか検討していきますということなんですけれども、ちょっとその後の状況を教えてください。

○平田正志産業政策課長 沖縄電力との協議については、平成31年1月に電力との面談をしまして、沖縄電力の今回の要望に関しては、まずは電気事業法上

の送電設備の更新をしたいといった一本来電気事業者であるということと、2つ目には沖縄電力の財務状況ですね。それを踏まえた上で、補助の必要性が認められないという状況があるということで、平成31年度予算には計上しないということをご説明申し上げているところでございます。

○大城憲幸委員 ちなみに直近でいくと、1年間の先ほど言われた税制上の優遇というのは、電力に対してはどれくらいのものがあるんですか。

○平田正志産業政策課長 今、手元のほうで把握しておりますのは、平成29年度の支援額となりますが、税制優遇措置としてですね、石油石炭税で約25億円。それと沖縄電力の発電に係る償却資産に係る固定資産税の軽減ですね、これにおいて12億円。それから産業高度化事業革新地域における税制優遇措置のほうで—これは沖縄振興特別措置法に基づくものですが、これにおいては4億円ということで、合計41億円の軽減が行われているということになります。

それと、先ほど申し上げました離島の再生可能エネルギーの導入に向けた、普及に向けた取り組みとして、県の事業で35億円を計上して支援をしているという形になります。

○大城憲幸委員 ただ、この同陳情の102号には具体的に今年度から西表一波照間間が始まって、これから10年間で32億円の経費がかかるというようなものがありますけれども、その辺について私がいただいた海底ケーブルの取りかえ新設計画一覧表によると、9件くらい取りかえ工事があるんですけれどもね。その辺皆さんとしては—まあ電力の計画なんでしょうけれども、何件くらい、大体総額でどれくらいの費用が発生すると把握していますか。

○平田正志産業政策課長 これは電力からの情報を提供いただいた内容で、9件で72億円、工事費があるとお聞きしています。

○大城憲幸委員 先ほどこの10年間で70億円もかかるけれども、その辺は電力の財務内容、あるいはこの免税一税の免除等、あるいはほかの事業での支援で大丈夫だという判断ですけれども、この陳情にある離島の皆さんが危惧する、こういうのを電力に任せてしまうと料金が上がってしまうということはないというような判断でいいのですか。

○平田正志産業政策課長 電気料金については、沖縄電力が経営努力で低減化

を図る、努める必要があるものかと考えております。それについて電気料金そのものについては、国の電力・ガス取引監視等委員会という、電力の適正な料金の監督があると認識しております。

その中で、先ほど申しました沖縄電力の財務状況に関しては、沖縄電力単体として、直近5年間の状況を報告しますと、当期純利益ですね、平成26年が39億円。平成27年が29億円。平成28年が44億円。平成29年が51億円。平成30年が30億円ということで計上しているところです。先ほど申し上げた70億円の事業も、10年間の事業であって、各単年度で見ると、個別の金額は申し上げられませんが、一定程度電力側の事業等の中で検討していただくことが可能ではないかと考えています。

○大城憲幸委員 最後にしますけども今あったように、やっぱり支援するところは支援すべきだと思いますけれども、これだけの経常利益も上げながら、やっぱり自分たちで努力してもらわないといけない。ただ、先ほどの再生可能エネルギーの部分でも議論したとおり、流れが大きく変わっているものですから、やっぱりそういう中ではしっかり、財務内容も含めて連携しながら言うべきところは言って頑張ってもらわないといけないと思いますので、その辺の取り組みをしっかり強化していただきたいなということを申し上げて終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第18号議案土地の処分についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 それでは、令和元年第4回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書46ページをお開きください。

乙第18号議案土地の処分についてであります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

森林資源研究センターは、平成25年4月1日付で名護市名護へ新築移転し、跡地は未利用となっております。土地の利活用について検討した結果、令和元年5月に第1回沖縄県公有財産管理運用委員会において随意契約により名護市へ売り払うことが承認されました。

なお、処分する土地の所在は、名護市字名護知真嘉原3606番ほか10筆、処分面積は2万325.29平方メートル、処分予定価格は2億3069万2041円であります。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

親川敬委員。

○親川敬委員 幾つか質疑させてくださいね。まず、この土地の沿革というのですか。今地図を見てみると、色が塗られている部分の一向かって左側ですね、左側の角がとれているところがありますね。まだ、県の土地になっていて、角が残っているところと角がとれているところがあるじゃないですか。既に住宅が建っているところ。そのあたりの沿革について少し教えてもらえますか。

○幸地稔農林水産総務課長 お答えします。この土地周辺は、名護第三土地区

画整理事業区域内にありまして、平成元年度から実施計画及び換地計画等を進めております。施行地区は63.0ヘクタールで、31年末完成予定で事業を進められております。

○親川敬委員 聞きたかったことはそういうことではなく、要するに、例えば面積が100あったとして、現在は85しかありませんよと。その15の部分については、どのようにして現在の形になったのかという、この全体の沿革をまず。

○幸地稔農林水産総務課長 先ほど御説明したとおり、本地域は区画整理事業地域内ということもありまして、約25%減歩されております。ですので、従来の地積とは、現在の地形は変わっております。

○親川敬委員 もう少しわかりやすく。

もともとの区画整理前よりは、減歩によって全体面積は減っていますよということですね。それで、この土地を今回売却するに当たって、名護市からこの土地をどのように利用したいかという相談が来ているのですか。

○幸地稔農林水産総務課長 名護市からは、博物館として利用したいと聞いております。

○親川敬委員 名護市から依頼があって、今回決定するまでに期間的にどれくらいかかっているのですか。

○幸地稔農林水産総務課長 当該地は、平成23年度に名護市から博物館移設敷地として市の林地と交換したいという申し出がありました。

○親川敬委員 確かにそのように期間的にはかなり経て、現在の決定になるということだと思うんですけども、今この売却部分についての価格の設定の仕方—当然鑑定を入れていると思うんですけども、決定の仕方について教えてください。

○幸地稔農林水産総務課長 当該地の売却価格につきましては、名護市のほうと県のほうでそれぞれ不動産鑑定を入れておりまして、両者の不動産鑑定の平均値の1万1350円で今回は売却することにしております。

○親川敬委員 それで、このあとの残りですね。今色のついていない部分については、現在は、そしてしばらくはどういう管理の仕方にしようとしているのか教えてください。

○幸地稔農林水産総務課長 跡地につきましては、将来的には名護市のほうで福祉施設として利用したいという要望があります。その間は、県において管理をしていきたいと考えています。

○親川敬委員 確かにそういう要望で踏まえてほしいんですけども、県有財産の管理について、いろいろ移管されてしまうと、現段階での県の方針が移管された先の考え方で変わってしまうという可能性も危惧されるので、この辺はどうするのでしょうか。ずっと農林で持つておくのかですね。またそれが許されるのか。

○幸地稔農林水産総務課長 農林水産部のほうで管理することになっております。

○親川敬委員 農林水産部で管理してほしいんですけども、例えば所管が管財にいくとか一皆さんのところは管財というのかわからないけれども、管財にいくのか、その辺によって、こういう話が来たときもいやここは既に将来的には名護市とそういう福祉施設の用地として交渉が進んでいますよということで、ここは歯どめがきくのですか。

○比嘉敦農林水産総務課研究企画官 お答えします。管財課との調整では、農林水産部で所管して管理に当たるということで調整を済ませております。

○親川敬委員 ぜひそうしてください。ありがとうございます。以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号及び陳情平成28年第89号の2外

28件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願 1 件、新規陳情 2 件、継続陳情 27 件でございます。

それでは、請願 1 件、陳情 29 件について、御説明いたします。

1 ページをお開きください。

継続請願案件の請願平成 29 年第 2 号につきましては、修正はありません。

3 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 28 年第 89 号の 2 は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

15 行目に、「これらの検討の結果、令和元年度から国において、地区調査が実施されることとなっております。」を追記し、18 行目を「支援」に、20 行目を「迎原地区を平成 29 年度に、高瀬第 1 地区を平成 30 年度に採択し、引き続き種子川地区を令和元年度に採択したところであります。」に修正しております。

7 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 28 年第 148 号につきましては、修正はありません。

10 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 28 年第 159 号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

11 ページをお開きください。

19 行目を「令和元年度に荷さばき施設の実施設計を行い、2 年度及び 3 年度で建築工事、4 年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。」に修正しております。

12 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 29 年第 3 号の 2 につきましては、修正はありません。

13 ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成 29 年第 46 号の 2 は、アンダーラインを引いている部

分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

14ページをお開きください。

9行目を「令和元年度予算として、対前年度比約34パーセント増となる約8億2000万円を措置したところであります。」に修正しております。

16ページをお開きください。

1行目に「これらの検討の結果、令和元年度から国において、地区調査が実施されることとなっております。」を追記しております。

17ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第62号につきましては、修正はありません。

18ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第91号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

21ページをお開きください。

20行目を「平成30年度については、対前年度比13パーセント増の約17億円を措置したほか、令和元年度予算についても、対前年度比6.6パーセント増となる約18億2000万円を計上したところであります。」に修正しております。

23ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第92号から26ページの陳情平成29年第107号までの3件につきましては、修正はありません。

31ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第115号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

32ページをお開きください。

17行目を「令和元年度に荷さばき施設の実施設計を行い、2年度及び3年度で建築工事、4年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。」に修正しております。

34ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第126号から43ページの陳情平成30年第21号までの4件につきましては、修正はありません。

45ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第44号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

46ページをお開きください。

4行目を「平成29年度までに貯水池1基が完成し、平成30年度は貯水池への集水路の整備を行ったところであります。」に修正しております。

48ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第57号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

14行目を「令和元年度については、対前年度比30パーセント増の約8億3000万円を措置しており、令和2年度予算についても、引き続き所要額確保に取り組んでまいります。」に修正しております。

50ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第78号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

18行目を「令和元年度に荷さばき施設の実施設計を行い、2年度及び3年度で建築工事、4年度の新市場開設を目指して取り組んでまいります。」に修正しております。

52ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第84号及び54ページの陳情平成30年第87号につきましては、修正はありません。

56ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第89号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

58ページをお開きください。

11行目を「平成30年度末までに、1万8900ヘクタールが整備済みとなっております。」に修正しております。

60ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第102号の2及び64ページの陳情平成30年第113号につきましては、修正はありません。

66ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第118号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

67ページをお開きください。

22行目に「なお、名護市が事業主体となって令和元年度から羽地内海の環境改善調査を行うと聞いております。」を追記し、24行目を「名護市」に修正しております。

68ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第3号の2から73ページの陳情平成31年第20号までの3件につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情2件について御説明いたします。陳情の要旨、要望の理由は

省略し、処理方針について御説明いたします。

75ページをお開きください。

陳情番号第44号、陳情区分新規、件名宜野座村農業大学校誘致問題に関する陳情、陳情者農業大学校建設に反対する有志の会代表平識善通。

県立農業大学校は、設置から約40年が経過し、施設の老朽化、分散化等により研修教育に支障を来していることから移転整備の検討を進め、平成30年8月に移転先を宜野座村へ決定したところであります。

移転先の宜野座村からは、誘致の要請がされた際に、地元の松田区や関係団体等に対し丁寧な説明を行い、同意を得たと伺っております。また、移転先の決定以降、宜野座村においては、移転予定地の生産農家に対し、毎月の定例会や巡回の際に、村の考えをお伝えしていると聞いており、移転地の生産農家の不安の払拭や経営に与える影響がないよう、宜野座村には、丁寧な取り組みを行うよう調整を進めているところであります。

県としましては、引き続き、県立農業大学校の円滑な移転が実現できるよう、宜野座村、地元関係団体と連携し取り組んでまいります。

77ページをお開きください。

陳情番号第49号の2、陳情区分新規、件名平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人。

1、宮城橋付近に堆積した土砂のしゅんせつについては、港湾区域であることから関係機関との調整が必要であります。また、漁場環境改善のため堆積土砂のしゅんせつを行うためには、①当該水域での土砂堆積状況の確認、②堆積土砂の除去による二次汚染等の周辺環境影響調査、③堆積土砂の除去による漁場環境改善効果及び費用対効果等の課題があり、事前調査・調整が重要となります。

県としましては、当該水域が共同漁業権区域内にあるため、関係漁協及び大宜味村と連携し、関係機関との調整を図ってまいります。

2、宮古島市下地島地区において、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであります。市の事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農業基盤の整備を導入する計画となっております。

しかしながら、下地島の農用地区域は、国営かんがい排水事業宮古伊良部地区の受益農地に含まれていないことから、新たな水源開発が必要となるなど、事業化に向けた課題が残されております。

県としましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤

整備事業の早期導入に努めてまいります。

3、県では、ヤギの枝肉重量増加による効率的な生産を推進するため、おきなわ山羊改良基盤整備事業により、優良な大型ヤギの導入の支援を実施しており、平成30年度は宮古島市に優良ヤギ3頭の導入を行っております。

また肥育牛では生産拡大のため、肉用牛肥育素牛導入支援事業による肥育素牛の導入費支援や、沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業による経営安定対策の支援を実施しております。

ヤギ舎、肥育牛舎の整備につきましては、畜産・酪農収益力強化等対策事業等の活用が可能となっております。

また現在、新規地区樹立に向け調整中の畜産担い手育成総合整備事業において、草地基盤の附帯施設として肥育牛舎を整備することは可能であります。

今後とも、宮古島市と連携し、ヤギ・肥育牛の生産振興に取り組んでまいります。

4、産業動物獣医師の不足については、本県を含め、全国的な課題となっております。そのため、県では、安定的な獣医師確保と育成を図るため、①産業動物獣医師を目指す獣医大学生を対象とした修学資金の給付、②沖縄県農業共済組合と合同での獣医大学訪問による説明会の開催、③獣医大学生のインターンシップの受け入れや職場体験学習などを積極的に実施しております。

県としましては、引き続き、関係機関と連携し、新たな施策の検討も含め、県内の産業動物獣医師の確保・育成に努めてまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産長部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 新規の陳情第44号について伺いますが、まず県立農業大学校の誘致は、これは宜野座村からの要望だったのですか。あるいはそういう情報交換の中で、皆さんが決定したのだと思いますが。その辺から。

○長嶺豊農林水産部長 農業大学校の移転整備に当たっては、各関係市町村に誘致の応募の意向がないかどうかをまず通知でやった結果、宜野座村を含めて5市町村から当初要望がございました。

その後、いろいろ調査をしまして、外部検討委員会の意見も聞いて、最終的には宜野座村に決定されたということでございます。

○山川典二委員 この5市町村はどこで、そして最終的に決定された一番の要因というか一幾つかの要素があると思いますが、一番の要因は何ですか。

○長嶺豊農林水産部長 まず、申し込みといたしますか、希望のあった市町村が本部町、名護市、恩納村、宜野座村、今帰仁村であります。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。宜野座村に決定した要因ですけれども、選定作業におきまして、農業関係団体・農家・学識経験者などで構成される、沖縄県立農業大学校移転整備外部検討委員会において順位づけを行ったところ、宜野座村が1位であったこと、また造成概要費用などを算出したところ、経費負担が最も少なかったのが宜野座村であったことから、宜野座村と選定いたしました。

○山川典二委員 まず、点数が一番よかったということなのですが、その中でも主な理由はないのですか。幾つかの要素があるでしょうけれどもということ聞いていますが。

それと、経費が一番かからないからと言うのですが、幾らくらいの予算を考えているのですか。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。農業大学校移転整備外部検討委員会における用地選定の評価項目というのがございまして、まず用地選定評価項目、国道または県道からのアクセスなどを確認する交通条件です。そして、土地の面積、形状、土地造成の必要を確認する土地条件。そして、土壌、耕土の深さ、土質、水源、水質、日当たりなどを確認する用地選定条件。農畜産物の販売環境、消防、救急施設からの距離などを確認する立地条件。土地の所有形態、協力体制などを確認する土地取得条件などがありますけれども、その評価項目を点数づけいたしまして、外部一農業大学校移転整備外部検討委員会で評価づけをしております。

また、3 候補地の造成概算費用ですけれども、候補地内の山林などを伐採し、整形化するまでの造成費用でありまして、宜野座村のほうは既に土地改良がされている地区ということで、造成費用は不要となっております。

また、農業大学校に係る費用ということですが、ことし策定委員会をしておりまして、その令和元年度の中で費用については検討していくこととなっております。

○山川典二委員 費用はこれから検討するということですが、大体、大ざっぱにどれくらいかかるというつかみの規模というのは持っていないですか。

それから面積はどれくらいですか。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。施設規模でございますが、施設面積については今後実施予定の基本調査に加え、財政当局などと調整、精査を行い決定してまいります。現状機能を保持する最適な施設面積が18ヘクタールになると考えております。

○山川典二委員 大体の、現状の県立大学をつくった一まあ30年以上でしょうけれども、大体わかるでしょう、おおよその予算。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。予算については、令和元年度の検討委員会のほうで検討することと、実施する施設整備基本計画の策定時において検討し、定まっていく予定となっております。

○山川典二委員 この陳情を見ますと、この陳情かなり厳しいんですね。畜産農家の方なのですが、これはむしろ県立大学校建設予定地を再考するよう、もう一回考え直してほしいということで陳情が上がっていますよね。

その中で、文章の中にもありますが、さっき検討委員会の選定基準では交通条件がいいであるとか、土地の利用条件がいいであるとか、いろいろ話がありましたけれども、ヘリパッドがすぐ近くにあって、米軍機が低空飛行する場所だということに陳情が上がっているのですが、そういう認識は皆様の中ではなかったですか。そういう議論はされなかったんですか。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山川委員から陳情要旨に沿って別の質疑をする旨の発言が

あった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

山川典二委員。

○山川典二委員 この陳情者は、県立大学校の誘致に当たって、この当該地区で30年以上畜産を営んできた畜産農家なのですが、この農業大学校の誘致に一切説明がなく、畜産農家の意見も聞くこともなく、一方的に誘致ありきで進めてきたというふうに書かれています。これは事実でしょうか。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。移転地の利用者に対する説明会などの回数は、平成26年11月以降、6回行っており、村、松田区を初め、宜野座村和牛改良組合を通し、移転地利用者には丁寧な説明を行っていると言野座村から聞いております。

具体的には、平成26年11月に宜野座村和牛改良組合の組合長と副組合長。平成27年1月には和牛組合の組合長と副会長。平成27年1月13日には、移転地利用者8名に対して説明を行っております。平成29年8月19日にも、同じく和牛改良組合に対して説明を行っております。そして、平成29年11月16日、平成30年9月にも同様の説明を行っております。

また、説明会以外に毎月16日に和牛改良組合の定例会がございますが、その際に行政側の考えということで、宜野座村のほうが説明を行っております。

○山川典二委員 基本的には畜産農家の全体的な大方の皆さんはこれを了解をして、個人的にこの人が反対をしているという理解をしていいですか。

○前門尚美営農支援課長 宜野座村に確認しましたところ、有志の会は生産農家1名ということを確認しております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山川委員から生産農家1名とはどのような意味か答弁するよう指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 この陳情、農業大学校建設に対する有志の会という名で陳情がありますけれども、その人数は1名、陳情者の1名であるということです。

○山川典二委員 そうしますと、この1名の方だけがどちらかという誘致に反対ということで理解していいのですかと。この陳情の内容を見ると……。

○長嶺豊農林水産部長 先ほども答弁しましたけれども、当時宜野座村が誘致したいと言った際には、松田区、それから村議会も含めていわゆるコンセンサスは得られているという理解をしております。

○山川典二委員 この陳情を見ますと、畜産農家はその地区に採草地として一つまり牧草地ですよ。先輩方が造成した牧草地で和牛の餌になる良質な牧草栽培もあると。そして、村当局に確認をすると、農業大学校の代替地としての牧草地を探す努力をしようと言っているらしいのですが、じゃあ代替地を探すのならそこにつくったほうがいいのではないかというのが陳情者の意見なんですよ。現状は現状で今生かしながら。

それから、その近くに米軍機のヘリパッドがあつたりして、低空飛行が頻繁にあつて、その被害も起きています。和牛はストレスに弱い動物であるから、騒音によって牛の流産が起きており、たびたび騒音によって死亡事故なども起きていると。大変マイナスだと。そういうことも村当局と県当局は、そういうこともわかりながら誘致をするのかというような陳情なんですよ。

離着陸の一米軍の低空飛行による騒音被害、あるいは墜落の危険、落下物の危険など、非常に危険だというふうに。そういうところに農業大学校を置いていいのかという陳情なんですよ。これだけ見るとですね、非常に何て言うんですかね、誘致に対しての再考をしてほしいということなのですが、今現状は宜野座村の確認も含めて、ほぼコンセンサスはとられた中での県の決定ということで、改めてですが理解していいわけですか。

○長嶺豊農林水産部長 宜野座村の誘致が地元で、議論される過程から最終決定含めまして、コンセンサスは得られていると、我々は理解しております。

○山川典二委員 この方は県と調整をされたことはありますか。話を聞いたことは。

○前門尚美営農支援課長 県のほうでは、直接お話をしたことがなく、この用地は宜野座村が所有をしておりますので、宜野座村のほうからは、丁寧な取り組みをしていきたいということで、陳情者の方に事あるごとに説明をしたりですとか、あと松田区のほうからも説明をしているという状況でございます。

○山川典二委員 この陳情が出たのが4月2日ですが、それから数カ月たっていて、毎月のいろんなその話し合いも定期的なものもあるという話なのですが、現状はどうか、今段階で。かなりその辺の話し合いは、宜野座村とこの陳情者の方との話し合いについては把握されていますか。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。宜野座村とは4月、5月に調整をしておりますが、陳情者のほうから直接、村のほうに申し入れとか、話し合いの場というのとはなくて、定例会とかにもちょっと最近はいらっしゃらないということで、村の担当者が巡回の際に説明はしているということなのですが、回答とか、陳情者からの意見というのは特に村にはないというふうになっております。

○山川典二委員 この農業大学校では、大体何人くらいの皆さんが勉強されるんですかね。

○前門尚美営農支援課長 農業大学校ですけれども、専修期間2年間の本科と、1年の短期養成科で構成されてまして、さらに野菜、花卉、果樹の3つの専攻コースからなる園芸課程、そして肉用牛コースからなる畜産課程ということで、2課程に分かれております。これまで約1500名の卒業生を輩出してございまして、指導者、農業経営者、農業関係団体の役員と、沖縄農業を担うリーダーとして活躍しております。

現在、31年度の入学生が、本科のほうは32名、短期養成科のほうは8名ということで、平成31年度の入学生が40名おります。そして、済みません、在校生のほうは31年4月現在で、64名ということで、本科1年次が32名、2年次が24名、短期養成科8名ということで、64名在籍しております。

○山川典二委員 この大学校、農業大学校が皆さんのスケジュールとして、いつごろ開学予定ですか、一応、今予定として。

○前門尚美営農支援課長 令和6年に供用開始ということで進めております。

○山川典二委員 ちょっと話戻りますけども、先ほどその米軍機の飛行が近い地域だということについては、今後県立大学校、皆さんがこれは事業を進めていかなければいけないと思うんですが、その辺のその米軍機の騒音対策であるとか、その辺についての懸念がこの陳情を見る限りありますけれども、そういうその実態調査なども当然やられると思うのですが、今の段階で教育機関として、土地の造成等含めて、環境は非常にいいという話なんですけど、実際学ぶ場所としてですね、ちょっと見解がありましたらお願いします。

○前門尚美営農支援課長 はい、お答えいたします。宜野座村では、飛行頻度が多く、ヘリとの距離が他地域より著しく近いなどの根拠を確認し、さらに、県立農業大学校予定地としての座標を確定させ、米軍に対し、当該地域を避けた飛行を行うよう、今後沖縄防衛局に申し入れる予定があると聞いております。

○山川典二委員 わかりました。きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 ちょっと今の関連ですけど、手続はね、今議論あったようにいろいろ食い違いがあるようですけども、ちょっと事実は確認しないといけないと思うんですよね。まず、この牛の流産とか、牛の死亡があったというのは、前に伊江島でも訓練が頻発して牛が死んだとかという報道もありましたけれども、その辺皆さんは確認をしているんですか、この陳情者が訴えている被害は。

○前門尚美営農支援課長 はい、宜野座村からの情報によりますと、流産について情報はありますが、陳情者と宜野座村全体の3カ年の事故率、死亡率なんですけれども、平均ということで、宜野座村3.6、陳情者2.9なんですけど、分母が一そもそもちょっと飼育頭数が村と個人では違うので一概には比べることはできませんけれども、原因や因果関係を特定することは困難であるというふうに聞いております。

○大城憲幸委員 まあ今の数値からすると、特にその農家さんの死亡率や事故率が高い数字は出ていないというような答弁だったと思いますけれども、それは置いて、例えば、この予定地からヘリパッドまでの距離とか、現状としてこの予定地の上空が飛行ルートになっているとか、それくらいはすぐ確認できると思うんですけれども、その辺はどう把握しているんですか。

○前門尚美営農支援課長 お答えします。米軍のヘリパッドが至近距離であるということですが、県内の他地域と同様に、宜野座村も全体の山側一山のほうの50%がキャンプ・ハンセンの演習場であり、現在、当該場所から一番近いヘリパッドまでの距離が600メートル、ほかの同じ松田区のヘリパッドに近い牛舎が約150メートルと聞いております。

○大城憲幸委員 これちょっとまた高度な判断も必要だと思うのですよね。まあ宜野座村としては防衛局にも申し入れしていくということですが、今みたいに飛行ルートに入っている浦添なんかでああいう落下事故がある中で、米軍は申し入れしても飛行ルート変えようもしないわけですからね、現状として。やっぱりその辺はもう少しきちっとルートなんかを調べて、騒音の程度なんかを調べて、それで再考する必要もあるのかなと。もうここまで来てはいますけれどもね、感じるんです。県としては今言った、宜野座村が防衛局に申し入れればいいやということで、そういう調査とかということはやる予定はないんですか。ちょっと騒音の問題とか飛行ルートの問題というのはもう少しきちっとチェックをして、この危惧に対する答えは我々も欲しいところなんですけれども、その辺について再度お願いします。

○長嶺豊農林水産部長 騒音問題とか、今ヘリが上空を飛行するという調査については、現時点で我々が一県がすぐやるということはお答えできませんけども、宜野座村ともこの辺は情報共有しながら、意見交換もしながら、今後農家のほう—今回陳情者である農家の方も、一定程度不安を抱えながらという心情もあると思いますので、それも踏まえながら対応していきたいなと思っております。

○大城憲幸委員 県としてはこれまでは、多くのところからさまざまな専門家の意見も含めて決めたからというところではあるんですけれども、ただ一方で、やっぱり今、米軍基地の問題というのはさまざまあるように、もう、万が一、この飛行ルートの下になってしまっ、何でこんなところに学校つくったのと

いう話になっちゃ、万に一つもあっちゃいけないわけですから、それはやっぱりきちっと調査をして騒音の問題、ルートの問題、今後のルートがさらにこの辺が過密にならないかという見通しなんかもきちっと整理をして、我々にも説明をいただきたいなと思いますから、その辺の取り組みはぜひ部長お願いします。

○長嶺豊農林水産部長 農業大学校の円滑な移転、それをまあ我々実現できるように、村といろいろ情報交換しながら対応していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 じゃあこの件はぜひよろしく願いをいたします。

引き続き、製糖工場の問題、ちょっと議論させていただきたいんですよ。陳情でいくと、7ページの陳情からいきましようね。サトウキビ関係の陳情はたくさんあるんですけども、7ページの148号。148号の中の具体的には9ページにあります、分蜜糖の施設の老朽化に伴って、製糖施設の整備というのがこの中にも入っていますけれども、まあ言いたいのは、本会議で議論をしました。その辺についてちょっと時間なくてできなかったものですから、もう一度ちょっと共通認識持たないといけないなと思うところですけども、まず、事実として現状として、これ課長が言うのかな、皆さんが把握している分ですけども、まあ老朽化の部分は事故等が新聞報道にもありましたけれども、閉鎖なんかがですね、工場の建てかえをするしかないんじゃないかというところがあるわけですけども、その辺については皆さん、部長はもう工場と協議をしていますということだけではあったんですけどもね。工場—製糖工場の建てかえの必要性についてはどう考えているんですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 お答えします。本会議の中で部長等からの発言もございましたが、ゆがふ製糖、2100トンの大きい工場でございます。ただ、敷地につきましては現工場の場所、例えば建てかえとなりますと、あれくらいの規模になると、2年とか3年とかかかるかと思えます。そういった中で、現工場を動かしながらということじゃないと操業ができませんので、基本的には別場所での工場の一新しく建てかえる場合は新しい場所を探さないといけないんじゃないかという認識は持っております。

○大城憲幸委員 もうこの50年で県内の一本島内のサトウキビの生産も10分の1くらいになって、それでも今も13万トンくらいはこの工場で作ってはいけるわけですね。そして、今後の見通しとしては、5年後、10年後に向けても、現時

点ではこの建てかえの計画は皆さん持っていないんですけれども、現時点では今の工場を整備しながらやるという方針なんですか。その辺はどうですか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 お答えします。委員御指摘にもありましたサトウキビの生産量につきましては、沖縄本島、まあ確かに12万トン台という話もあります。製糖工場の場合、例えば新しく建てかえた場合には、例えば40年先、50年先までの耐用年数というのもございます。そういったのも考えながら、四、五十年先も見据えて、じゃあどれくらいの規模でやっていくのかというのを、まずそういった議論も必要になるかと思えます。ただ、それにはやっぱり議論に時間を要しますので、まず、当面というか今は、この分蜜糖製造合理化事業という事業の中で、機械の一部更新とかそういったものをやりながら、製糖工場を操業できるように維持しているという状況でございます。

○大城憲幸委員 まあ県内に5300戸のサトウキビ農家がいる、この工場が万が一にもとまってしまうと、その5300戸の農家がサトウキビ出すところが今ない状況なんですよ。そういう中で、特に言われている心臓部であるボイラー。それがもう60年前のボイラーをずっと使っていて、現場の皆さんからしたら本当にいつまでもつんだらうという不安を抱えながらやっているわけです。だから、やっぱり自分は、早目に県が方針を出して、計画を進めなければいけない。だから、今まで何でこんなひどくなるまで声出さなかったのという私の思いはあるんですけれども、ただ私が想像するには、やっぱり今、県内のサトウキビ農家がどんどん高齢化もして減少していく中で、余りこの老朽化をアピールしてしまうと、痛しかゆしというか、生産者の意欲が減退したら困るとかという、やっぱりそういう部分も危惧しながら現場の熱い思いで今、サトウキビというのは支えられている状況なんですよ。だから今あるように、今の場所というのは非常にもう近隣の住宅も近づいてき来ている。商業地も近づいて来ている。そして24時間操業ですから、それに対する苦情なんかも非常に多いと思うんですよ。その辺、今言うボイラーがあと何年くらいもつのか。そして、今の場所であと何年くらい続けられるのかというのは、非常に現場は危惧していると思うんですけど、皆さんその辺の危惧というのはどう共有しているんですか現場と。

○喜屋武盛人糖業農産課長 お答えいたします。我々、各製糖工場の中の、この主要な部分のこの耐用年数、あるいは経過年数というのは確認はしております。特にゆがふ製糖の場合ですと、ボイラーにつきましては、委員おっしゃる

とおり約57年、60年近くたっているということではあります。そのほかにも古い機械はあります。ただ、これにつきましては、先ほど申しました分蜜糖振興対策事業の中の製造合理化対策事業ということで、工場からの年次計画的なものを出していただきまして、じゃあ何年先にどういう整備をするというのを、まず各工場からとっております。それを勘案して、予算をまた編成していくという流れになっておりますので、建てかえとか、いつごろまでもたすかというのは、非常に今お答えが難しいところではあるんですけども、まず、我々当面、まず今どこが一番危ないのか、あるいは、どこを早急にやらないといけないのかとか、そういったものを製糖工場ともまた意見交換しながらですね、整備計画ということで進めているところでございます。

○大城憲幸委員 最後にしますけれども、部長のちょっと決意というか思いを聞いて終わりますけれども、私はごめんなさい、私はもう建てかえしかないと考えているんです。ただ言うように、今の場所では建てかえは無理なんですよ。事業費も300億円かかりますよ、そして土地も今の場所が約9000坪。まあ1万坪以上は必要でしょう。そういう土地というのは、やっぱり本人たちに任せてもどうしようもないですよ、探しきれない。もう今は、いわゆるあのうるま市の県が持っている埋立地の、そこじゃないと1万坪以上の海のそばで、海水も使えて、砂糖の搬出もできるというところはもう向こうしかないと思うんですよ。ただ現状では、サトウキビ、あの製糖工場は対象にならないとかということで、主管課のほうは話をしているようですので、やっぱりこの事業費の問題、土地の問題を考えても、少しもう農林水産だけでも手に負えないような内容になっているのかなと思っています。ただし、やっぱり主管課の皆さんが一主管部の皆さんが、もうどうしても建てかえ、移転が必要だよというものの考えを、内部できちっと共通認識を持って、この危機感を持つ、持たなければ次に進めないわけですから、その議論というのはやっぱり、もう一度現場の状況をみんな把握をして、少し内部でしっかりと議論をして、方針を出すべきじゃないかと。そういう危機感が私はあるんですけども、部長、お願いいたします。

○長嶺豊農林水産部長 分蜜糖工場ですね、老朽化については本会議でも答弁しましたけども、やはり60年以上という状況もありまして、まあこれはゆがふ製糖に限らず、まだ古い工場もありますけども、今、問題として上がっているように、ゆがふ製糖については、先ほどボイラーがこれまで長寿命化と申しますか、一括交付金活用して、それぞれ年次ごとに、機器は入れかえておりますけれども、ボイラーとか、大がかりな箇所については、なかなか課題が大き

いということもありますので、製糖工場のほうは建てかえをしたいということで、それについても、我々は相談を受けながらですね、実情も把握しているつもりです。ですので、いろんな事業メニューも考えながらこれ同時にやっていないといけないものですから、建てかえは必要ないということではなくてですね、どうすれば工場がそういう方向でもっていけるかというのを、後はまた分蜜糖工業会というまとまった組織もありますので、そういう中でも議論しながら対応をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○大城憲幸委員 JAさんも危機感ないなと私は思っているんですけども、どうも株主の皆さんも本当にサトウキビ農家のことを考えているのかなとちょっと思ったりもするぐらい、最近工場を見てみて、私個人的にも非常に焦ってはいるんですよ。だからもう本当に、現場の皆さん頑張っているんだけど、やっぱり今、先が見えない状況ですから、ぜひとも危機感を持って、万が一とまったら、じゃあ私が責任とるよくらいの部分で対応していただきたいなと思うし、それはみんなでその危機感を共有して進めなければならないと思っていますので、よろしく願いします。以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 お昼なのでもう簡潔にいきます。

13ページの陳情46号の2ですけれども、これ国頭村のことについて触れていますが、私、南部離島の選出なんで、渡嘉敷・座間味もこの阿嘉島も行ってきましたけれども、県として、その南部離島の今いろんな状況、どのように把握してて、どのような一まあこの経過処理方針にもありますけれども、市町村が中心になるのはいいんですが、どのように把握してどのように対策をしようとしているか、ちょっと簡単に説明だけお願いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から国頭村の有害鳥獣質疑の件か確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。
前門尚美営農支援課長。

○前門尚美営農支援課長 お答えいたします。鳥獣被害でございますが、本島北部では、カラス、イノシシによる被害が多い状態です。北部地区におきましては、平成30年度、約3900万円という被害がありまして、カラスに対する銃器による捕獲強化に加え、県の買い取り事業の実施をしております。

○西銘啓史郎委員 僕が聞いたのは、南部離島、要は渡嘉敷・座間味とか、その辺の状況どうされてるかということ、対策も、お願いします。

○前門尚美営農支援課長 失礼しました。

お答えいたします。渡嘉敷及び座間味のイノシシによる農作物被害額ですが、渡嘉敷村においては65万8683円、座間味村については、近年被害の報告はあるものの、少ないことから被害金額については不明であります。

環境部が行っているんですけれども、鳥獣による農林水産業等による被害の防止のための特別措置に関する法律第7条の3において、被害防止計画に基づく施策の実施に係るものと、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施……。

ちょっとすみません、休憩お願いします。

失礼しました、お答えいたします。

県では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により、鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、渡嘉敷村については実施隊によるイノシシ被害防止活動や侵入防止柵の設置等への支援を行っております。以上でございます。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。今農水部なんで農水被害が中心になると思うんですけど、いろんな意味で地元の声聞くと、農水被害だけじゃなくて日常生活でも困ってるという声があるので、これについては農水予算だけではなくて、島のいろんな悩みを解決するように御協力をお願いしたいと思います。以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

午後 0 時 8 分休憩

午後 1 時 32 分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして御説明申し上げます。

本日使用する資料は、議会配付資料であります令和元年第4回沖縄県議会定例会議案その2及び議案説明資料となっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

まず、議案説明資料の1ページをお開きください。

乙第10号議案沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この議案は、沖縄県立芸術大学大学院の修士課程及び博士課程に長期履修学生制度を導入することに伴い、授業料の額及び徴収方法に係る規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成28年第54号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しております。1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、陳情の継続が19件、新規が1件となっております。

なお、継続陳情15件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情4件について御説明いたします。説明資料の6ページをお開きください。

陳情平成28年第89号の2美ぎ島美しゅ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情。

この陳情は、宮古・八重山圏域におけるスーパーヨット等の受け入れ環境の整備等を求める陳情ですが、処理方針の中に、平成30年度におけるスーパーヨットの寄港実績の回数を追記したことによる時点修正となっております。

次に、説明資料の9ページをお開きください。

陳情平成29年第91号美ぎ島美しゅ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情。

この陳情は、県の多言語観光案内サイン整備事業の継続実施並びに東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーを宮古・八重山諸島からスタートすることを求める陳情ですが、処理方針のうち10ページから記載している聖火リレ

一に関する内容について、去る6月に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から発表された沖縄県におけるルート概要の情報を反映させた時点修正となっております。

説明資料の22ページをお開きください。

陳情平成30年第68号マリンレジャー産業の高度化による沖縄観光の持続的発展に関する陳情。

この陳情は、観光産業の発展による沖縄県経済の伸長を目指すため、スキューバダイビング等のマリンレジャーの振興や高度化に向けたマスタープランの策定、マリンレジャー産業の中核を担う組織の形成並びに持続可能な沖縄観光の実現に向けた環境保全に資する安定財源の確保を要望する陳情ですが、陳情処理方針のうち23ページに記載しております観光振興を目的とする新税の導入の取り組みについて、現在の進捗状況を反映させた時点修正となっております。

次に、説明資料の24ページをごらんください。

陳情平成30年第81号東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーの八重山地域開催に関する陳情。

この陳情は、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーを八重山圏域からスタートすることを求めるものですが、当該陳情に関しましても先ほどの陳情平成29年第91号と同様に、沖縄県におけるルート概要を反映させた時点修正となっております。

次に、新規陳情1件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

28ページをお開きください。

陳情第49号の2平成31年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情。

本県の離島・過疎地域の振興を図るためには、豊かな自然環境や独特の文化など、優位性のある地域資源を活用した観光振興が重要であると考えております。

このため、沖縄県では離島観光振興会議の開催、市町村や観光協会との意見交換、アドバイザーの派遣等により地域の主体的な取り組みを支援しております。

また、沖縄観光コンテンツ開発支援事業において、民間事業者等が行う地域のさまざまな資源を活用した着地型・体験型観光コンテンツ等の開発に対して、マーケティングや広告等の専門家によるハンズオン支援等を行っているところです。

県としましては、これらの支援を通して、今後も引き続き離島の観光振興に努めてまいります。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 1点だけ。スーパーヨットの部分がありました、陳情6ページになります。

少し前も議論して、非常に経済効果も大きいということで、本当の富裕層、この部分というのは今後も可能性が大きいという議論も前にあったのですが、その後課題を抽出して、本島にも港は幾つかあるわけですが、その辺は可能性も今後検討していきますよということではあるのですが、処理は。その後、本島の寄港地なんかも含めて、このスーパーヨットの寄港の状況というのはどうなっているのですか。それと、県の取り組みというのはどのように進めているのですか、お願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 委員御質疑のスーパーヨットの寄港の実績に関してですが、平成29年度の調査になりますが、平成28年度は石垣港と与那原マリナーで7回、平成29年度は石垣港と与那原マリナーで3回の寄港の実績になっています。

○大城憲幸委員 内訳、与那原が何回、石垣が何回かわかりますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成28年度は与那原が3回、そして石垣が4回になっています。平成29年度は与那原が2回、石垣が1回です。

○大城憲幸委員 ほかの港は前に、これまで平良に入ったこともあるようです

けれども、その2港以外については入れない事情があるのですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 港湾に確認しているわけではないんですけれども、私どもがここで言っているスーパーヨットというのは、艇長が24メートル以上のヨットをスーパーヨットと言っているわけです。

沖縄本島内でいいますと、いわゆるプレジャーボートなりの対応は宜野湾港マリーナと与那原マリーナというところがございますので、基本的にそれで受け入れるというところにはしていますが、ほかの港湾につきましては何ていいですかね、定期航路の就航であるとか、貨物船の就航であるとかというのがございますし、スーパーヨットなどのレジャーを目的とした就航になりますと、おおむね1日でお帰りになる船もあるのですけれども、長い方であると1週間、2週間ずっとそこに停泊、あるいはそこを拠点として、少し周囲を周遊するという形になりますので、基本的には港湾の利用としては、そういったところに泊められる港というのを主に考えていく必要があるだろうと思いますので、例えば離島の港湾でありますとか、というところになりますと、やはり定期航路でありますとか、その工事船でありますとか、貨物船であるとかという、あるいは漁船だまりの利用というところがありますので、専属的にスーパーヨットで利用するというところには至っていないのかなということを思っています。

○大城憲幸委員 過去の議論では1隻来ただけでも数千万円の買い物をして、地域経済に非常に貢献しているよという話もありましたし、そういうものも踏まえて、もっとここに力を入れて、誘致できるような取り組みもしてもいいのではないかという議論も前にあったのですが、その辺については今、県としては積極的にこのスーパーヨットにターゲットを絞って港の配置を整備するとか誘致活動とか、そういうものはやっていないんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員御指摘のとおり、私どもが平成28年、平成29年に調査したときは、例えばニュージーランドの例でいいますと、艇の大きさによって大分、経済効果というのは違うわけですが、平均630万円余りの経済効果があると、1回の寄港につきというところがあります。一方で、県内では、先ほど言いましたように、沖縄本島ですと、まさにそういったプレジャーボートなどを含めると、宜野湾港マリーナと与那原マリーナを中心にとすることになりますし、離島だと平良、石垣ということになるわけですが、平良は今あれですけれども、石垣については若干のキャパの余裕があるとは聞い

ておりますが、沖縄本島内のマリーナについては、実際24メートル以上の艇が来るというのでは、キャパが足りないと思っております。なので、今後につきまして、富裕層の対策ということもありまして、必要性はありますが、港としての能力とあわせて、長期滞在をされるときに、その方々が回られるときのコンテンツでありますとか、近場での関係者がスーパーヨットにはホテルは要らないわけですが、クルーの方の一例えば関係者が来るときの宿泊先が近場がないとか、おいしいレストランが提供できないとかという、そういった周囲の受け入れ環境の整備とかがございまして、なかなかそこまで今、積極的に取り組んでいるというところではないという現状です。

○大城憲幸委員 その辺、例えばM I C Eが東浜に、内容はちょっと今、足踏みですけれども、決まってはいるわけですよ、場所としては。そういうものとあわせたときに、その背後地の開発なんかも含めて、やはり本当のそういう世界の富裕層の皆さんが好んで来られるような仕組みというのは議論が必要なのではないかなと思うのですけれども、その辺はこれからの議論になるのですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員おっしゃるように、私も昨年度、M I C Eの絡みで与那原マリーナを視察して、少し意見交換などをさせていただきました。現在、全体が埋まっているわけではありませんが、もともとスーパーヨットを想定した作りには当然なっていないわけなので、スーパーヨットの長期停泊には非常に能力的に今、対応できないと伺っております。先ほど言いましたように、宿泊先というところもありました。ただ、大型M I C E施設を整備した暁には、今、周辺受け入れ環境も含めて、ホテルの誘致とかも我々進めておりますので、そういったところがあれば、可能性としては広がるなと思っておりますが、まあいかんせん、マリーナ自体の能力の話もありますので、その辺をまたしっかりと関係部局との意見交換などをしながら進めていければなと思っております。

○大城憲幸委員 非常に世界の基準で見ると、マリーナがあって、その後背地にさまざまな富裕層がゆくりできるような施設があったりというのが、本当に一流の皆さん、本当の金持ちが利用しているというのはよく聞くのですけれども、残念ながら今、与那原町の協力も必要ですけれども、あのそばにパークゴルフ場があったり、アパートだらけになっていたりというのを見ると、なかなかもったいないなという気もしているものですから、議論も必要なのだろ

うなど。

1点、確認ですけれども、そういう中で与那原マリーナに、クレーンか何かつけたせいでスーパーヨットが入れなくなっていると聞いたのですが、その辺は把握していますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 私も……。平成29年度につり上げるためのクレーンを設置いたしました。それがあるということで、以前泊められたスーパーヨットが泊められなくなったというのは、現場からは聞いております。

○大城憲幸委員 今ここでは、課題を整理して取り組んでいきますという処理方針になっているものですから、その辺は当然もう与那原町も港のマリーナの管理する会社も含めて、方針は確認しながら進めないといけないと思います。その辺また議論を深めて取り組んでいただきたいと思います。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりですが、まあこの陳情は、美ぎ島美しゅからの陳情になっておりまして、石垣港につきましてはそういったスペースも、若干のキャパの余裕があると聞いておりますし、平良港につきましては、現在はないんですけれども、いわゆるクルーズの関係で、今、官民連携で取り組んでおります。つり場も含めて、全体的にいろいろな計画をしたという中で、今後はスーパーヨットについても検討しようかなというところの話聞いておりましたので、県全体で見れば今後、可能性を含めて進めていければなと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情第68号マリンレジャーの件ですが、処理方針で書かれているのは、多分、陳情の3の持続可能な沖縄観光の実現に向けた、環境保全等に資する安定財源の確保ということのことだと思えます。これは環境保全にも使いたいという話なのですが、この沖縄県法定外目的税制度協議会—新税導入に向けた協議を行っているところでもそういう議論をされているということですが、目的税制の総額は大体幾らぐらいを予定していますか、導入時から。

○比屋根勉観光政策課副参事 現在、試算では57億円を想定しております。

○山川典二委員 これは、いつからの徴収といたしますか、スタートするわけですか。

○比屋根勉観光政策課副参事 目的税の導入期間ですが、議会で認められまして、さらに総務大臣との協議だとか、周知期間等がございます。その期間を合わせますと、大体1年ぐらいかかります。すると、例えば実際に最短で税の導入ができる期間と申しますと、早くても令和3年、そのぐらいを想定しております。

○山川典二委員 早くてもというか、1年で準備できるのだったら、令和3年を目途にやれるようにやったほうがいいではないですか。いかがですか。もっとかかる可能性もあるのですか。

○比屋根勉観光政策課副参事 ただいま沖縄県の部局長で構成されます沖縄県法定外目的税制度協議会が始まったばかりでございます。去る4月23日に第1回、さらにその下に幹事会を置いておりまして、幹事会の中で細かい協議が始まっています。これも1回目が始まったばかりです。その協議の中で、いろいろな課題がございますので、先ほどの用途の問題も含めて、それを諮りまして、さらに議会へという手順を踏んでいかなければならないということで、少し時間がかかるということでございます。

○山川典二委員 もちろん議論の推移も見なければなりません、そうすると令和3年ではなくて、令和4年になる可能性が高いですか。

○比屋根勉観光政策課副参事 総務大臣との協議等もございますので、場合によってはそういう可能性もございます。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 ちょっと補足してお答えします。

本会議で総務部長が答弁していたと思います。それは行財政の運営プログラムの中では、令和3年までにこれを導入しますというのが県の目標になっておりますので、我々は令和3年の目標に向かって作業を進めてまいります。一方、昨年、私どもの中で立ち上げておりました関係者を交えた協議会の中では、早期に導入してくれという御意見がございましたので、早期にできるように作業を進めているところでございますが、総務部長の答弁からもありましたように、やはり税ですので、周知期間をとらないといけないということが1つ。あるい

は今、特別徴収を、宿泊事業者での特別徴収一県が直接徴収するのではなくて、それを考えていますので、そのシステム改修とかという準備期間もありますので、その辺を踏まえると、今年度、先ほど比屋根から答弁がありましたように、今、県庁内部での協議会の中でやっています一総務部を中心に作業が進んでおりまして、その中でいろいろな検討を我々も含めてやるわけですが、そういった準備期間を含めると、やはり少なくとも令和3年までにはやりたいと。準備期間はやはり相当数かかりますというところが今、現状でございます。

○山川典二委員 その中で57億円ぐらいという一つの話がありましたけれども、その中で例えば環境保全に資する部分というのは、これはもう幅広いものですから、意味はよくわかるのですが、どれくらいの予算配分になるのかというのはもちろん議論の中でしなければいけないのですが、その根拠になるような一つの形式みたいなものは、担当部でお持ちですかね、幾つかメニューありますよね。

○比屋根勉観光政策課副参事 用途につきましては、持続可能な観光地づくり、さらに観光客の利便性・満足度の向上、受け入れ体制の充実・強化、県民理解の促進という、この4つの柱がございます。自然環境の云々という部分につきましては、持続可能な観光地づくり、その部分に該当するのであれば充当できるかと思いますが、ただ、それにつきましても今後、協議会等で協議が必要になると思っております。

○山川典二委員 これはSDGsとの議論もありますか、整合性といいますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 SDGsにつきましては、17の項目だったですかね、いろいろな項目がありまして、持続可能な開発というところがございます。ですので、環境に限らず、幅広のテーマ、いろいろなテーマがSDGsの中には盛り込まれているわけがございます。我々が考えています観光目的税の用途というのは、先ほどあったように4つの大きな柱がありまして、それに合致した施策の中でいろいろな充当が可能であろうと思っておりますので、当然SDGsが求めるところとのかぶりといいますか、方向性としては少なくとも大きくは外れないと考えております。

○山川典二委員 ぜひSDGsとの整合性、それから令和3年を目途にしてできるように、要望します。

もう一点だけ、第85号「世界のウチナンチュセンター（仮称）」設置に関する陳情ですが、ページ数が25ページですね。

前回の議会でもちょっと質疑をさせていただきましたが、その後の進展状況、説明をお願いします。

○伊田幸司交流推進課長 ウチナンチュセンターにつきまして、現在、要請者等と、要請内容の確認等のため、引き続き意見交換を行っているところでございますが、直近では5月16日に意見交換を行っております。その際は、実際にどういった建物にするのかとか、あと設置場所等、そういったことを一応確認したという状況でございます。あと、引き続き意見交換をしていくということで今、話は終わっております。

○山川典二委員 その議論の中に具体的な場所であるとか、その辺の話は出ましたか。特には出ませんか。

○伊田幸司交流推進課長 場所について、あちらからあったのは利便性等を考えて、これは例えばですが、旧県立図書館跡とか、那覇市民会館跡はどうですかとか、そういう話はございました。

○山川典二委員 それにつきましては、可能性はありますか。1%ぐらいありますか。半分ぐらいありますか。これからの議論でしょうけれども。

○伊田幸司交流推進課長 この場所はモノレールの駅等がないということで、便利かどうかこれからの議論かと思いますが、いろいろ課題を整理して検討していきたいと考えております。

○山川典二委員 8月の終わりの週から9月にかけては、北米の沖縄関係者の移民110周年で、我々議会も行くことになっておりますが、次の議会までこうして質疑する時間がなかったのであえてやりましたけれども、一応まだ議論の最中ですから何とも言えませんけれども、基本的には前向きに議論が進んでいるとか、そういうことにつきましては、向こうの関係者からも聞かれるかもしれませんので、今の段階でいいですよ、部長見解として、そういう難しいところがあるのですけれども、せつかく我々行きますから、そういう議論も出ようかと思うので、前向きに検討しているとか、いろいろやっていますとか、何かありますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 110周年ですね、県議会も行かれるという話は、私どもも一応聞いているところでございます。

ウチナンチュセンターにつきましては、これまでの経緯もございますし—これまでの経緯といいますと、我々が大分以前に類似の施設の計画をやっていたものを中止にしたという経緯もあるということもありますし、また既存の、例の県立図書館のコーナーでありますとか、そういったところとの機能との話もありますので、その辺を踏まえて、我々としては今、関係者の皆様と意見のすり合わせをして、機能の絞り込みができるかということろまでも含めまして、そういったところの課題をお互い少し話し合っているという段階でございまして、今の段階ではそういう状況だということろでございまして。

○山川典二委員 簡単に110周年とか、南米でも100周年、120周年、簡単なような、大変な歴史ですしね。その象徴的な、シンボルタワー的なウチナンチュセンターになろうかと思うので、我々議会もいろいろな議論もしながらですけども、執行部もしっかりと実現させるということで、また鋭意努力をお願いしたいなど、要望して終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず、27ページのJ1規格サッカースタジアムの件についてお伺いします。

処理方針、平成30年度は基本計画と書いていますけれども、調査事業を実施したということでその結果と、私個人的に見ていると文化観光スポーツ部は、この件についてはトーンダウンしているような感じがしてあれなのですが、今どのような状況になっているかを御説明いただけますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 平成30年度におきましては、民間に対するサウンディング調査を踏まえまして—25社に対してサウンディング調査をしているのですが、そういったことを踏まえて、複合機能の導入可能性、それから整備手法、それから事業手法等について、幾つか案をつくって、メリット、デメリット、そういったところを整理しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 当初の計画と、あとは今どのぐらいの年度でという見通し

になっているか。予算の確保も含めてどのような状況になっていますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、スケジュールにつきましては、昨年度の調査事業を踏まえて、今年度も詳細な調査を実施することとしております。そういった調査結果も踏まえて、今後の進め方、スケジュールも含めて、今後の進め方を整理していきたいと考えております。

財源につきましては、前回もちょっとお答えをさせていただいたのですが、整備事業が今の一括交付金の制度終了までに事業が完了しないということがありまして、一括交付金を活用するのは今厳しい状況にあると考えております。そういったことも踏まえて、今年度の調査事業の中で、民間の資金活用の方法も含めて調査検討をしたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 この間テレビでJ2の社長ですか、FC琉球の社長のテレビ見ましたけれども、一生懸命努力していることとか、そういうのは理解するのですが、僕個人的には、何度も言っているのですが、やはりJ1になることのメリットもいっぱいあると思うのですが、運営費とかいろいろ難しいというのも逆に聞いているのですね。ほかの事業体でもありますよね、スタジアムつくったけれどもなかなか厳しいと。ですから、赤字にならないようにいろいろな附帯事業を入れたりするのですけれども、ぜひ本末転倒にならないようにしてくださいね。立派な施設をつくって、芝生も植えるけれども、あそこでコンサートしたり、芝生が傷んだりとか。とにかく、金の卵を産むような施設ならいいですけれども、作りました、しかし赤字で維持も大変でしたということにならないように、しっかり見ていただきたいと思います。

それと最後に1点だけ、28ページ、新規の陳情ですけれども、海底遺跡の新たな活用と書いていますけれども、具体的にこんなふうに活用をしたい、これだけのお金がかかるからみたいなのが出ているのかどうか、そこだけ教えてください。

○雉鼻章郎観光振興課長 与那国町と連絡をとっているところなのですが、今のところは、町としても具体的にこういう一例例えばハードだとか、ソフトだとか、そういうお考えはまだお持ちになっていないようです。

○西銘啓史郎委員 今、例えばダイビングでやっていますよとか、そういう新たな活用とか、何か違うプラスアルファを入れるためにこれだけのお金がかかるのでという具体的な話は一切まだない、ただ要望として出ているだけですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 御指摘のとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 わかりました。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項県民文化についてに係る叙勲の申請手続についてを議題といたします。

本件について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お手元に、令和元年第4回沖縄県議会(6月定例会)経済労働委員会(叙勲の申請手続について)説明資料というのをお配りしております。

その資料、表紙をめくってください。

資料に沿って説明をさせていただきます。

2019年国の春秋叙勲(文化関係)の未提出事案ということで、まず1つ目に、国の春秋叙勲の申請手続について、御説明を申し上げます。

国の春秋叙勲は、芸術文化の振興、それから文化財の保護等に従事した方で、長年の活動により、国の発展に貢献し、または社会公共のために寄与した方の功績を表彰する制度となっております。

毎年、春と秋の年2回行われておりまして、県としましては可能な限り候補者各1名を文化庁へ推薦しているところです。

2019年の春秋叙勲に関しましては、私どもで候補者申請に係る事務手続を怠ったため、国に対して申請を行っていない状況でございます。

2つ目に、2019年春秋叙勲申請に係る事案の概要について説明申し上げます。まず（1）春の叙勲の関係です。

これにつきましては、平成30年6月に文化庁から推薦依頼がございました。7月20日に文化財の関係で、県教育庁から候補者の推薦がございました。8月8日が文化庁の提出期限でございましたけれども、まだ候補者の選定が行われていませんでしたので、少しおくれる旨を文化庁に連絡をしていたところです。8月30日に私どもで審査会を開催しまして、教育庁から推薦のあるAさんと私どもの推薦するB氏を沖縄県の候補者として1名に絞って、Bさんに決定したところです。そうしたのですが、Bさんを申請するに当たっての申請書類の一部が作成できずに時間が経過をしまして、年が明けまして平成30年1月に作成した分の資料だけでも提出するつもりで文化庁の担当に連絡をしたのですが、期限を過ぎているということで受け付けできないという回答があったという次第です。

（2）秋の叙勲の関係について、一連の経過を説明します。

平成30年12月に文化庁から推薦依頼がございました。平成31年1月に、これも県の教育庁から文化財関係の候補者の推薦、C氏についてありました。2月8日が文化庁の提出期限であったわけですが、なるべくうちでも芸術文化の方について候補者を出そうとしていたわけですが、その検討をしていたのですが、結局推薦を見送りまして、教育庁から推薦のあったCさんを県の候補者として一本にしたわけですが。3月29日に知事決裁の後に文化庁へ書類を提出したのですが、4月になりまして文化庁から提出期限を過ぎているため受け付けできないという連絡がございました。

次の2ページをごらんください。

今回の事案の発生原因ですが、今回の事案は業務執行に当たり、組織としての報告・連絡・相談が徹底されていなかったこと、それから、上司による業務の進捗管理が不十分であったこと、叙勲制度の目的や県民に及ぼす影響など業務の重要性に関する認識の甘さなどが事案の発生につながったものと考えております。

4点目に、再発防止策です。

先ほど言いました事案の発生原因を踏まえて、以下の再発防止に取り組むこととしております。

まず1点目、上司への報告・連絡・相談の徹底。2点目、上司から部下への声かけの実施。3点目、定期的な班会議の実施。4点目、担当者ごとの業務スケジュールの共有。5点目、外部からの文書受付状況の共有化。6点目、過年度のスケジュール確認による業務のおくれや漏れの防止。7点目、重点的チェ

ック事項の分担でございます。

5の、今後の対応ですが、今回の事態を受けまして、文化関係者の皆さんの受章の機会を喪失させてしまったこと、非常に重大だと考えておりますということで、文化関係団体の皆様に経緯を説明し、おわびをした次第です。

団体先と日付については資料に記載のとおりです。

今回、推薦できなかった候補者につきましては、2020年春秋叙勲の候補者として推薦することを検討しているところでございます。

いずれにしましても、今回の事案の発生につきましては、まさに県民の皆様、それから長年、文化芸術振興に携わってきた方々に対して大変申しわけない事態となっております、改めておわび申し上げますとともに、職員一丸となつて、かかる事態が二度と起こることがないように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、叙勲の申請手続についてに対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、委員長の許可を得てから行うよう、お願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 冒頭、私はこの担当者とか、何かを責めるつもりではないということをまず申し上げておきます。

まず、何点か確認したいのですけれども、非常に気になるのは、こういった事例は部としては初めてという理解ですか、過去にもあったかどうかだけ。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 こういった自体は、少なくとも確認できる範囲では初めてだと理解しております。

○西銘啓史郎委員 それと、テレビで部長が記者会見しているのを拝見しましたけれども、知事は記者会見でこの件について、何か謝罪とかはされたのでしょうか。ごめんなさい、私、記者会見は把握していませんけれども。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 記者会見は、今回、経緯を丁寧に説明する必要があるというところがありましたので、部で一私のほうで実施しましたけ

れども、その記者会見の席に知事のコメントという形で読み上げた次第です。

○西銘啓史郎委員 知事は自分の定例の記者会見で、この件について謝罪したりはしていないという理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 直接的にはなく、私どもが記者会見をする際に、私から知事のコメントを読み上げたというところです。

○西銘啓史郎委員 これは私、提言というかあれなのですが、やはり、もちろん職員の全責任というか、部長もあり、その最後の責任は、僕は知事だと思います。これは国の叙勲ですよね。ですからやはり、知事がもうちょっとしっかり県民に対しておわびをするべきではなかったかなと思うのが1点。

それともう一つは、時系列に見ていると、まず、春の叙勲で1月8日にはもう受付不可というのが事実でわかったわけですね、部として。これがどこまで知事に上がっているかわかりませんが、本当はこの段階で記者会見、僕はすべきだと思います。

今度、秋もおくれて、実際にわかったのが4月5日に不可となっているのに、記者会見が5月の21日でしたっけ。内部でいろいろな議論があったかもしれませんが、僕は何度も言います。この個人がどうのこうのではなくて、これが発覚した段階で何らかの記者会見を起こして、ちゃんと知事もおわびもして、県民に対して説明もして、それによって今後こういう対策をとりますとやっていたら、たればですけども、秋の叙勲では同じようなミスはなかったのではないかなと思いたいですね。

ですからその辺が—こう言ったら大変失礼ですが、どこかで、わからなかったらいいだろうというのが、あったか、なかったか。当時、部長ではなくて統括監でしたよね。その辺はどうか、コメントあれば聞かせてください。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 実は春につきまして、1月の段階で、担当者は文化庁とやりとりをしてだめということであったわけですが、担当者から班長に相談があったのが、4月5日の秋の叙勲の提出が受け付けられないというところから、上司である班長に相談があったわけです。

それからすると、私どもも記者会見でも申し上げましたけれども、これは個人一職員だけの責任ではないと。ですので、組織としての業務のあり方に、問題があったのではないかと申し上げました。

4月に入りまして、一応、上司に相談がありまして、その後その上司から担

当の課長に相談がありました。課長から私に、4月の半ばには報告がありました。それを受けて、知事、副知事にはこういった事案が発生していますという話は報告しました。その際に、三役からはしっかりと、なぜこんなことが起こったのだということと、今後どうするかということをしつかりと考えてから改めて相談するよということがございましたので、その後の対応を含めまして、私どもで少し調整をしたということが1点。

あと、5月21日に国から叙勲について発表するという情報がございましたので、そのタイミングで私どもから経過を説明したほうがいいのではないかとするのは、それは私の判断です。ということで、5月21日にやりました。

今回の場合は何月何日とか、そういったところも含めて、細かい経緯も含めて説明をするということがございましたので、先ほど申し上げましたように、部で記者会見を開いて説明するということでの対応ということにしまして、知事からはそういった県民の皆様向けのコメントを私から発表するという対応をしたということがございます。

○西銘啓史郎委員 最後に、文化関係団体への説明も2日以降になっているではないですか。もちろん正式に発表するまでにはコメント一向こうにも説明しないということだとは思いますが、本来そういう一悪い話というか、早目早目に先方にも伝えておかないと、新聞見て、またはコメント聞いて初めて知ったとかになるわけですよ。事前にやったかどうかはわかりませんよ。この日以前にやっていたら別ですけども、なるべく今後そういうことがあった場合には、早目に関係する団体には説明をしたりしないと、お互いの信頼関係も大変重要だと思いますから、今後そういうことがないようにということと、それから、先ほど知事のコメントを部長が読み上げたというのは、いいとは思いますが、僕は本来であれば知事が県民に対して、部長の責任だけではなくて、そうすべきだと僕は思います。意見だけ言っておきます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 今の西銘さんの指摘はそのとおりで、今からでも遅くないから、知事がやはりこれはどこかで謝罪をするべきだと思いますが、いかがですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員からそういった御意見があったという

ことは、重く受けとめたいと思います。

私どもとしましては、県民向けには記者会見というところで、どれだけ伝わったかはわかりませんが、私どものこれまでの経緯も含めまして、県の姿勢、これからの取り組みについて説明をさせていただきましたと同時に、関係者の皆様には経緯含めて、今説明をして回っているというところでございます。

今後、こういうことが二度と起こらないということが、まさに我々の今後の姿勢というところになるかと思っておりますので、委員の方々からそういったことの御見解があるというところは、しっかり受けとめたいと思います。

○**山川典二委員** これはほかの都道府県で、こういうことはあったのですか。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** 実は、私どもは平成23年以降、文化関係の叙勲の事務をしているわけですが、毎年1人以上推薦して、1人以上叙勲を受けていただいています。みんながそうなのかなと正直思っていたのですけれども、文化庁に確認しますと、各県さん必ずしも推薦があるわけではないということらしいです。

ですので、47都道府県から推薦が上がってくるということではないということがまず1点。ですので、全体を把握しているわけではないですが、多分こういったことはないだろうとは聞いています。

○**山川典二委員** この叙勲というのは、憲法にも示されていますよね。憲法の簡単な説明と。わかりますよね、憲法何条、叙勲の制度。誰の名前で授与されるかということを含めて。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** 陛下の裁可で、国事行為ということは存じ上げていますが、憲法何条かについては、ちょっと済みません。

○**山川典二委員** 憲法7条なのですよ。天皇陛下の国事行為の栄典を授与するという、非常に重要な憲法に示された案件で、47都道府県は推薦しないところもあるというのですが、沖縄は独特な芸術文化、世界に類のない、やはりメッカみたいところで、やはり頑張っていらっしゃる芸術家の皆さんたくさんいらっしゃるわけですから、この辺はぜひ憲法にも示された部分で、天皇の名で叙勲がされるという認識を、重みを、ぜひ改めて理解していただきたいと思いますが、いかがですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 山川委員、御指摘のとおりだと思います。まさに、沖縄の伝統的な芸術文化、文化財を含めまして、まさに世界に誇るべきものだと思っておりますし、それに対して長年にわたって、御尽力されてきた皆様に対して、そういったことで一つ表彰をいただくということは非常に重要なことだと考えております。改めまして、かかることがないようにしっかりと取り組んでまいります。

○瑞慶覧功委員長 以上で、叙勲の申請手続について、文化観光スポーツ部長に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第8号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例、乙第9号議案沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例の一部を改正する条例及び乙第10号議案沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の条例議案3件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第10号議案までの条例議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第18号議案土地の処分についてを採決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。
よって、乙第18号議案は可決されました。
次に、請願及び陳情の採決を行います。
請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて、議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。
先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情62件と本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
次に、お諮りいたします。
ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきまし

ては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功